

古暦便覧とは、「一般人士の使用のために、数十年間にわたって暦の要点を抜抄した」もので、「その種類は非常に多い」（渡辺敏夫『近世日本天文学史』）とされている。

本稿では、日本学士院が所蔵する、吉田光由編「古暦便覧大全」（外題は「増六十歳古暦便覧大全」。3巻。広田顕三旧蔵）の内容のあらましを紹介し、上巻巻首にある吉田光由序、森氏胤序の二つを中心に検討する。

とくに、光由死没の翌年、延宝元年(1673)の年紀をもつ森序の「(光由は) 惜しいかな筆を万治己亥に絶つ」という文章がもつ意味について考察する。

なお、本稿の付録として、「増六十歳古暦便覧大全の読み方」と題して、各年のそれぞれの事項に解説を加えた。

## 1. 増六十歳古暦便覧大全の概要

増六十歳古暦便覧大全は、天正4年(1576)丙子に始まり、享保15年(1730)庚戌に終わる155年分の暦で、下巻巻尾に「庚戌享保十五」と明記した暦があることから、享保15年(1730)以降に刊行されたことは明らかである。

上中下の3巻とも（貞享2年(1685)の改暦にもかかわらず）宣明暦法で記しているが、上巻の記事と、下巻の記事とは大きく異なる。

### ○上巻（巻之上）

表紙には、「天正、自四年終十九（四年より十九(年)に終わる）」「文禄、自元年終四年」「慶長、自元年終十九」「元和、自元年終九年」と列記した紙が貼ってある。

第一丁は、「精選古暦便覧大全叙」と題した、延宝元年(1673)森氏胤の序文。

第二丁は、「古暦便覧序 光由編」と題した、慶安元年(1648)久菴（吉田光由）序。

本文は、天正4年(1576)丙子に始まり、元和9年(1623)癸亥に至る48年分の宣明暦法を用いた暦で、表紙に列記している年代と一致している。各年には、干支、二十八宿、2つの六十四卦、納音（なっちゃん）を配し、各月には、月の大小、十干、二十八宿のほか、一日（朔）の干支と二十八宿、及び二十四節気と滅没（めつもつ）の日付と時刻を記す。時刻は、「初・初一・初二・初三・正・正一・正二・正三・正四」で示しており、七曜暦に見られる「初四」の時刻はない。

### ○中巻（巻之中）

表紙には、「寛永、自元年終二十」「正保、自元年終四年」「慶安、自元年終四年」「承應、自元年終三年」「明暦、自元年終三年」「萬治、自元年終三年」と列記しているが、実際の

本文には、寛永元年(1624)甲子から万治年間を含めて寛文9年(1669)己酉までの46年分がある。宣明暦法を用いており、年月日の暦注、時刻制は上巻と同じ。

#### ○下巻（巻之下）

表紙には、「寛文、自元年終十二年」「延寶、自元年（終八年と傍記）」、後至庚戌出六十歳（のち庚戌に至りて六十歳を出す）」とある。

本文は、中巻の本文に続く寛文10年(1670)庚戌から享保15年(1730)庚戌までの61年分。宣明暦法を用いていることは上中巻と同じだが、上中巻と異なり、各年には日月食の記事がある。各月の暦注には、新たに「土用」の記事が現れている。また、時刻制は、貞享暦の「初・一・二・三・四・五・六・七・八」を用いている。

貞享2年(1685)と貞享3年(1686)の2年分にだけ、貞享頒暦の日付と時刻の書込みがある。（これは、内田正男『日本暦日原典』534pの貞享暦の日付・時刻と一致している。）

宣明暦法を用いているため、貞享2年(1685)以降は、2日のずれが発生しており、1年の日数、月の大小が貞享暦とは異なっている。

巻末には、六十干支に五行を配した「月読六十図」の一覧表が添えられている。

## 2. 慶安元年(1648)久菴（吉田光由）序

本書の巻首・第二丁には、慶安元年(1648)仲夏（5月）の久菴（吉田光由）序がある。あらかじめ概要を紹介すると、歴史的に重要と思われる事項は次の通りになる。

- (1)「古暦」なる冊子が存在した。
- (2)久菴（光由）はこれを訂正し、「古暦便覧」2巻としてまとめた。
- (3)「古暦便覧」は戊午に始まり甲子に終わっている。
- (4)慶安元年(1648)5月、京都の久菴（光由）がこの序文を書き、「古暦便覧」を刊行した。

なお、吉田光由が晩年に久菴と称したことは、「角倉源流系図稿」に「(光由は)入道して久菴と号す」と示されている。

また、(3)の期間を、元和4年(1618)戊午より寛永元年(1624)甲子まで暦の制作に従事した、と作業期間のように読むのは、序文のなかの「予、不才なりと雖も徒に数〔を〕学ぶの名を負えり。故に、已むことを得ずして焉（これ）を是正す」とあい反する。光由が有名になったのは、早くとも寛永4年(1627)の『塵劫記』の初版以後と思われる。

#### 【原文】

古暦便覧序 光由編

夫暦之爲書也。上自羲皇唐虞。下至於漢唐宋元。無世而不有作也。其預於世教。大矣。而

本朝之所傳。纔長慶宣明曆而已。粵有小冊。名曰古曆。是雖曆家之所致。而又易道之一助也。其自來尚矣。雖然算術之差。彫刻之誤。不可勝計矣。世承其弊已久矣。予雖不才。徒負學數之名。故不得已。而是正焉。聚爲兩卷。更名曰古曆便覽。始于戊午終于甲子。抑々。歲星。納音。月宿。支干。至如夫氣節減沒之刻限。晦朔。弦望之星禽。考之訂之。莫不纂輯焉。是非爲高明之士探筮考經。而知悔吝憂虞者。惟欲助童蒙之輩問年尋卦。而占吉凶得失者而已矣。且若有闕誤差舛。則博雅君子重正之。幸甚。

慶安元祀戊子 仲夏穀旦

雒隱士久菴謹書

### 【訓読】

古曆便覽序 光由編

それ曆の書たるや、上（かみ）義皇（＝伏羲）唐（＝堯）虞（＝舜）より、下（しも）漢唐宋元にいたるまで、世として作あらざるなし。その世教（せいきょう＝世の教え、儒教）にあずかること大なり。しかれども本朝のつたえるところ、わずかに長慶宣明曆<sup>1</sup>のみ。ここに小冊あり、名づけて古曆という。これ曆家のいたすところといえども、また易道の一助たり。そのよりにて来ることひさし。しかりといえども、算術のたがい、彫刻の誤り、あげてかぞうべからず。世にその弊（つい）えをうけることすでにひさし。予、不才なりといえども、いたずらに数を学ぶの名をおえり。ゆえに、やむことをえずして、これを是正す。あつめて兩卷となし、さらに名づけて古曆便覽という。戊午にはじめて甲子におう。そもそも歳星（＝木星）、納音（なっちん）<sup>2</sup>、月宿（＝各月に二十八宿を配したものの）、支干（＝干支）、かの氣節（＝中氣と節氣。二十四節氣）、減沒（めつもつ）<sup>3</sup>の刻限（＝時刻）、晦朔（＝月末と月初の日）、弦望（げんぼう）<sup>4</sup>の星禽（せいきん）<sup>5</sup>のごとくにいたらんと、これを考え、これをただし、纂輯せざるといふことなし。これ高明の士の筮（ぜい＝筮竹）

1 〔長慶宣明曆〕唐の徐昂の撰。わが国では、宋の元嘉曆、唐の儀鳳曆、大衍曆、五紀曆について、貞觀4年(862)から頒行され（宣明曆までの伝来を「漢曆五伝」という）、貞享2年(1685)の貞享曆の頒布まで、800年余り使用された。

2 〔納音〕六十干支に五行を配した曆注のひとつ。甲子と乙丑は海中金、丙寅と丁卯は爐中火というように、連続する二つの干支の一つずつ割り当てられ、合計三十の納音がある。

3 〔減沒〕1ヶ月を30日と仮定したとき、曆法上の平均朔望月（宣明曆では29日4457/8400）との差を累積し、1日分に達した時刻を含む日を減日と呼ぶ。約62.9日周期。

同様に、1年を360日と仮定したとき、曆法上の平均太陽年（宣明曆では365日2055/8400）との差を日割りで累積し、1日分に達した時刻を含む日を没日とよぶ。約69.6日周期。減日も没日も百事に大凶。わが国独自の曆注のひとつ。

4 〔弦望〕陰曆7・8・9日頃の月を上弦、22・23・24日頃の月を下弦といい、あわせて弦月とよぶ。望月は陰曆十五日の月。『漢書』律曆志に「朔晦分至躔離弦望を定む」とある。

5 〔星禽〕角金蛟、亢火龍のように、二十八宿、五行、鳥獸の三つを組み合わせたもの。禽星。本書、『古曆便覽大全』（学士院本）には記されていない。

をさぐり経をかながえて、悔吝憂虞（かいりんゆうぐ）<sup>6</sup>を知るもののためにあらず。ただ童蒙のやからの年をとい、卦（か）をたずねて、吉凶得失（きつきょうとくしつ）<sup>7</sup>をうらなうものに助けあらんと欲するのみ。もし闕誤（けつご＝欠陥と誤り）差舛（させん＝誤りそむくこと）あらば、すなわち博雅（はくが＝博識と雅量）の君子かさねてこれをただせば、幸いはなはだしからん。

慶安元祀（＝元年）（1648）戊子、仲夏（＝5月）穀旦（こくたん＝吉日）、雒（らく＝洛陽、京都）隱士、久菴（＝晩年の吉田光由の号）謹書。

### 3. 延宝元年(1673)森氏胤序

次に、久菴（光由）序と同様に、延宝元年(1673)1月の森氏胤序も要点を紹介する。

- (1)久菴（光由）の「古暦便覧」が存在した。
- (2)久菴（光由）は、万治己亥つまり万治2年(1659)に筆を絶った。
- (3)無求子が「古暦便覧」に続いて、新たに日月食の記事などを加え、寛文庚戌つまり寛文10年(1670)より60年分を追加した。
- (4)京都の森氏胤は延宝元年(1673)1月にこの序文を書き、刊行した。

#### 【原文】

精選古暦便覧大全叙

運而無息天之六氣聖哲仰法在玉衡生而不絶地之正行明覈俯察制圭策河馬之背圖洛龜之甲書壹是易卦之著見筭數之應給而已矣然則易道之相行者無過於占卜矣氣數之寄寓者靡如曆筭矣惟夫久菴老人者苟星辰啓心之人而蓋壤假手之士乎所著古暦便覧實國家鴻寶天下之珍奇也惜哉絶筆於万治己亥亦數百季而后學終懷於不能知来之患矣爰在無求子者平生嗜筭術尤精曆象其於天文之數律曆之事也唐都張蒼日域之清明之屬可同日而語也投其筭牒其策則方圓勾股之法三歸筑臺之制當對立而談矣一日執彼書續也點墨於寛文庚戌於寛文庚戌而戌而六十歲於是童蒙既聞於頓得察逆之悦矣三八節氣之刻限二六晦朔之眺胸至如歲星納音月納音月宿支干考訂之且以陝烏水兔之蝕分旁釋集成可謂年曆大全矣予嘗欲壽櫻以廣傳于世矣幸間書林某請彫刻之而不已率然顧如卞石之始得光也校閱之日爲是書與焉

皆

延寶元年大簇望日 洛下逸士森氏胤題

#### 【訓読】

精選古暦便覧大全叙

<sup>6</sup> 〔悔吝憂虞〕 悔恨と憂慮。『易経』繫辞上傳「悔吝とは憂虞の象なり」。

<sup>7</sup> 〔吉凶得失〕 易の用語。得失は失得とも。『易経』繫辞上傳、「吉凶とは失得の象なり」。

運（めぐ）りて息（や）むことなきは天の六気<sup>8</sup>、聖哲、あおぎみて玉衡（ぎょっこう）<sup>9</sup>をあきらかにし、生じて絶えざるは地の正行、明覈（めいかく＝明賢）、俯（ふ）し察（み）て<sup>10</sup>圭策を制す<sup>11</sup>。河馬（かば＝黄河にあらわれた竜馬）の凶（＝河凶）を背にし、洛龜（らつき＝洛水にあらわれた靈龜）の書（＝洛書）を甲にするは、いつにこれ易卦（えきか）の著見（ちょけん＝はっきりとわかること）、算数の応給<sup>12</sup>のみ。しかるときはすなわち易道のあいおこなわるるものは占ト（せんぼく）にすぎたるはなし。気数（＝運命）の寄寓するものは曆算にしくはなし。惟（おも）うにそれ久庵（＝吉田光由）老人は、まことに星辰、心をひらくの人にして、蓋壤（がいじょう＝天地）、手を假る（＝手を借りる）の士か。あらわすところの古曆便覽、じつに国家の鴻宝（こうほう＝大いなる宝）、天下の珍奇なり。おしいかな筆を万治己亥(1659)に絶（た）つ。また数百季（＝年）してのちに、後学（＝将来の学者）ついに来（らい）<sup>13</sup>を知ることあたわざるの患いをいなく。ここに無求子<sup>14</sup>というものあり、平生（へいぜい＝普段）算術をたしなみ、もつとも曆象にくわし。その天文の数、律曆のことにおけるや、唐都張蒼（ちょうそう）<sup>15</sup>、日域（じついき＝太陽の照らすところ、天下）の清明が属（たぐ）い、日を同じうして（＝同時に、同じレベルで）語るべし。その算（＝算木）を投じ、その策（＝筮竹）を櫟（ちょう）する（＝数える）ときはすなわち、方円、勾股の法、三帰筑臺の制<sup>16</sup>、まさにあい立ちて談ずべし。一日、かの書をとりにて続くや、墨を寛文庚戌(1670)より点して六十歳、ここにおいて童蒙、すでにとみに逆（ぎやく＝未来を知ること）を察することを得るの悦びを聞く。三八節氣（＝二十四節氣）の刻限（＝時刻）、二六（＝十二月）晦朔の眺胸（ちょうじく）<sup>17</sup>、歳星（＝木星）、納音（なっちん）<sup>18</sup>、月宿（＝各月に二十八宿を配したもの）、支干（＝干支）のごと

8 [天の六気] 天地間の六気には、(1) 朝・日中・日没・夜半・天・地 (2) 陰・陽・風・雨・晦・明 (3) 寒・暑・燥・湿・風・火の三説ある。

9 [玉衡] 玉を飾った天体観測器。『書経』堯典「在瓊璣玉衡、以齊七政」。

10 [俯察] 『易経』繫辭下伝、「仰觀俯察」。

11 [圭策を制す] 圭は二等辺三角形。圭策は木簡や竹簡を意味するのであろう。制策は天子の質問に策を奉じて答えること。易では策は筮竹をさす。

12 [応給] くずし方からは應給とよめるが、意味不明。應該（＝まさに云々すべき、当然のこと）かもしれない。

13 [来] 未来。『易経』説卦伝「来を知るは逆なり」。

14 [無求子] 無求子の名は、本書『古曆便覽大全』にしか登場しない模様。安藤有益『豎亥録仮名抄』の著者不明「豎亥録序」に「筆を無窮齋に滌ぐ」とある。

15 [張蒼] 秦の御史、漢の丞相。秦の十月を歳首とする顛頊（せんぎょく）曆を献策して容れられ、司馬遷が批判している。『史記』卷九十六と『漢書』卷四十二に伝がある。

16 [三帰筑臺の制] 方台（四角錐台）の体積の計算法。『論語』八佾の「管子に三帰あり」に対する、『論語大全』の注釈に「仁山金氏いわく、三帰の台、算家に拠れば、台を築くに三帰の法あり、蓋し方台なり」とあり、直方体の体積から  $2/3$  を除いたものを四角錐の体積としている。三帰は「3で割る」の意味であろう。

17 [眺胸] 眺は晦日に西に出る月。みそかづき。胸は朔日に東に出る月。ついたちづき。胸眺（じくちょう）とも。

18 [納音] (再掲) 六十干支に五行を配した曆注のひとつ。甲子と乙丑は海中金、丙寅と丁

きにいたるまで、これを考へただし、かつ隄鳥（ようう＝太陽に三本足のカラスが住むとの伝説から転じて、太陽）水兎（すいと＝月）の蝕分をもって旁釋集成す。いいつべし、年曆の大全なりと。予、かつて桜に寿（ひさし）うして（＝桜の版木に刻んで）、もって広く世につたえんことを欲す。さいわいにこのごろ書林某、これを彫刻せんことを請うて、やむにしからず（＝やむをえずおこなった）。率然（そつぜん＝自己の行いを謙遜したことば。軽々しいさま。率爾）として顧みるに、卞石（べんせき）<sup>19</sup>のはじめて光をえるがごとし。校閲の日、これがために書してあたう。

ときに、延宝元年(1673)大簇（たいそう＝1月）望日（＝15日）、洛下（＝京都）逸士（＝隠士）、森氏胤<sup>20</sup>、題す。

#### 4. 古曆便覽の期間

光由の古曆便覽や無求子の書に記されている曆の期間には、諸説ある。

まず、増六十歳古曆便覽大全の古曆便覽・光由序では、古曆便覽の期間を「戊午に始めて甲子に終う」とする。干支を戊午とする年は、永禄元年(1558)、元和4年(1618)などであり、甲子は寛永元年(1624)、貞享元年(1684)などが該当する。すなわち期間は、6・66・126・186年などになる。

増六十歳古曆便覽大全の精選古曆便覽大全・森序では、無求子の書を「一日、彼の書（＝光由の古曆便覽）をとりて続くや、墨を寛文庚戌より點して六十歳」と、期間を寛文10年(1670)からの60年としている。

林鶴一『和算研究集録』下巻 541 pには、古曆便覽（慶安元年(1648)に刊行）の期間は天正4年(1576)から万治4年(1661)まで、無求子の続古曆便覽（延宝元年(1673)に刊行）の期間は万治3年(1660)から享保5年(1720)まで、などとする一覧表が掲げられている。

藤原松三郎博士の『明治前日本数学史』第3巻 92 pには、「古曆便覽は慶安元年（西紀1648）吉田光由の著す所で、永禄元年より明暦2年までの曆を示す」と中根元圭の新撰古曆便覽に至る経過を示している。

渡辺敏夫『近世日本天文学史』上巻 81 pは、「すでに早く、寛永年間に出た、著者不明の『古曆』という、刊行書はおそらくこの書の嚆矢であろう。続いて吉田光由の『古曆便覽』が慶安元年(1648)、万治2年(1659)、これを補って延宝元年(1673)同じ著者により刊行された『古曆便覽大全』なる著がある。京都の無求子なる人の『続古曆便覽』（万治3年(1660)

---

卯は爐中火というように、連続する二つの干支の一つずつ割り当てられ、合計三十の納音がある。

<sup>19</sup> [卞石]『韓非子』和氏。楚人の卞和（べんか）が二度、玉を献じるも石とされて罰を受け、三度目に磨くと光が出て玉と判明した故事。『実語教』の「玉磨かざれば光なし」は、この故事にもとづく。

<sup>20</sup> [森氏胤] 字の大きさと間隔から見ると、森が姓で氏胤が名。姓が森氏、名が胤ではないと思う。森氏胤も森胤も国書人名辞典等に見えない。

—享保5年(1720)、…が刊行された」としている。〔表1〕

このように古暦便覧の期間に異説があるのはなぜだろうか。「庚戌享保十五」と明記された（すなわち享保15年(1730)以降に刊行された）増六十歳古暦便覧大全までには、何回かの再版（偽版もあるであろう）や訂正増補が繰り返されたために、おのおのの期間が異なっているからであろう。

〔表1〕

永禄元年(1558)戊午	古暦便覧の期間開始？（光由序） 古暦便覧の期間開始（藤原説）	古暦便覧期間 （藤原説） 98年	古暦便覧期間 （林説） 85年
天正4年(1576)丙子	増六十歳古暦便覧大全の期間開始 古暦便覧の期間開始（林説）		
元和4年(1618)戊午	古暦便覧の期間開始？（光由序）		
寛永元年(1624)甲子	古暦便覧の期間終了？（光由序）		
寛永年間	著者不明の古暦刊行（渡辺説）		
慶安元年(1648)戊子	古暦便覧光由序（光由序の年紀） 古暦便覧刊行（林・藤原・渡辺説）		
明暦2年(1656)丙申	古暦便覧の期間終了（藤原説）		
万治2年(1659)己亥	光由、筆を絶つ（森序） 古暦便覧再刊（渡辺説）		
万治3年(1660)庚子	無求子の続古暦便覧の期間開始（林・渡辺説）		
万治4年(1661)辛丑	古暦便覧の期間終了（林説）		
寛文10年(1670)庚戌	無求子の追加の期間開始（森序） 増六十歳古暦便覧大全・下巻の期間開始		
延宝元年(1673)癸丑	精選古暦便覧大全森序（森序の年紀） 無求子の続古暦便覧刊行（林説） 光由の古暦便覧大全刊行（渡辺説）		
貞享元年(1684)甲子	古暦便覧の期間終了？（光由序）		
享保5年(1720)庚子	無求子の続古暦便覧の期間終了（林・渡辺説）		
享保15年(1730)庚戌	増六十歳古暦便覧大全の全期間終了		60年

（中央部の矢線は、増六十歳古暦便覧大全の期間）

## 5. 考察

はじめに、光由序と森氏胤序の真偽を検討してみる。

増六十歳古暦便覧大全に添えられた慶安元年(1648)光由序は、原版のままであろう。

なぜなら、林・藤原・渡辺説とも古暦便覧の刊行年として慶安元年(1648)を挙げ、同時に、光由序の「戊午に始めて甲子に終う」という期間は、本書も三説も、ともに一致せず、後世に他者がつじつまを合わせるために訂正したとは思えないからである。

増六十歳古暦便覧大全の延宝元年(1673)森序は、改版、原版のどちらだろうか。

森序の年紀「延宝元年大簇（1月）望日（15日）」は、寛文から延宝への改元が9月21日に行われた（岩波・日本史年表による）ことに照らすと、「存在しない日」である。とはいえ、これをもって偽版とするのは早計で、手紙ならまだしも、延宝改元後に森氏胤がどのように年紀を記して序文を書いた、とも考えられる。

内容ではどうか。万治2年(1659)に光由が筆を絶ったことを、古暦便覧の期間が万治2年(1659)に終わった、と読むと、無求子の続古暦便覧の期間が万治3年(1660)に始まっている、という林・渡辺説に対応している。この場合、森序の「寛文庚戌より六十歳」という記述は、「万治庚子より六十歳」が正しい。しかし、「季（年）」や「陔（陽）」などの独特の異体字やくずし字を用いた、延宝元年(1673)森序の、もとの「万治庚子より六十歳」を、おそらくは享保15年(1730)以降に（つまり57年以上も後に）、わざわざ「寛文庚戌より六十歳」に変更するであろうか。

増六十歳古暦便覧大全の下巻は、寛文10年(1670)庚戌から享保15年(1730)庚戌までの60年を（貞享改暦後にもかかわらず）宣明暦法で記しており、まさしく森序の「寛文庚戌より六十歳」という記述に一致している。下巻に見える日月食記事は、森序の「かつ陔鳥（＝太陽）水兎（＝月）の蝕分をもって旁積集成す」と対応している。林・渡辺説の「続古暦便覧」こそが（単に万治2年(1659)分まで光由が書いた、と誤解した）後世の偽版であって、年紀の問題はともあれ、森序は原版のままではないだろうか。

以上から、光由の序文も森氏胤の序文も原版のまま、真実を伝えていると判断できる。すなわち、吉田光由の原著・古暦便覧の期間は、あくまでも戊午から甲子までであり、無求子は、おそらく寛文9年(1669)分まで記された古暦便覧大全なる書を参照し、これに続いて、寛文10年(1670)庚戌以降の60年分を追加した、と考えられる。

では、光由死没の年である寛文12年(1672)の翌年、延宝元年(1673)の年紀をもって記された森氏胤の、「(久菴老人つまり光由は)惜しいかな筆を万治己亥に絶つ」は、何を伝えようとしているのだろうか。（仮に森序が偽版としても、この文章のもつ意味は考察の対象になりうると思う。）

この文章は、二通りに解釈できる。

一つは、林・渡辺説の続古暦便覧に連続する、「万治2年(1659)己亥の暦まで記した光由編の書があった」とする解釈。こう読めば、林・渡辺説を裏付けている。ただし、上に述べたように、無求子が寛文庚戌より六十歳を追加した、という記述とは矛盾する。

いま一つは、「光由が万治2年(1659)己亥に執筆活動をやめた」とする解釈である。

この解釈は、吉田光由キリシタン説の傍証になると思う。

清水紘一『キリシタン禁制史』207pには、万治・寛文期には「北条氏長（＝北条安房守）・



保田宗雪を軸として、キリシタン禁制に関する画期的な措置が次々と打ち出されることになった」として、「宗門関係者の再調査が万治二年（一六五九）三月に実施され…、これは「キリシタン御預者」を中心にしたもの」とある。

また 208 p には、「幕府は諸国・諸大名に対し、万治二年（一六五九）六月改めてキリシタンの取り締まりを令達した。…同令の交付は、…寛文期に高揚するキリシタン禁制の序幕となった」としている。

万治2年(1659)己亥には、キリシタン弾圧があった。このため、吉田光由はいつさいの文筆活動をやめ、擱筆せざるを得なくなり、越えて延宝元年(1673)、同じ京都の森氏胤は、「惜しいかな筆を万治己亥に絶つ。また数百季（=年）して後に、後学、終に來を知ることもあたわざるの患いを懐く」と嘆いたのではなかろうか。

\*\*\*\*\*

#### 【付録】

##### ◎増六十歳古暦便覧大全の読み方

本書の各年は、年を大見出しにして、十二ヶ月それぞれの、月の大小、朔（＝1日）の干支、二十八宿、二十四節気や滅没（めつもつ）の日付と時刻などが記されている。

##### ○年

冒頭の天正4年(1576)を例にとると、「丙子、天正四、箕宿」の「丙子」は現代にもそのまま続く六十干支で、「箕宿」は二十八宿の一つ。

その下の「三・正・十一、『家人』下離・上巽、九・七・五」は奇数月の六十四卦「家人」（家人の卦は下が八卦の離、上が八卦の巽）をあらわし、「二・四・六、『睽』下兌・上離、八・十・十二」は偶数月の六十四卦「睽」（睽の卦は下が八卦の兌、上が八卦の離）をあらわしている。つまり1年に2つの六十四卦が割り当てられている。

なぜ、奇数月が「三・正・十一、九・七・五」、偶数月が「二・四・六、八・十・十二」となっているのかは、わからない。（翌天正5年(1577)の奇数月は「五・三・正、十一・九・七」、偶数月は「十二・二・四、六・八・十」となっている。）

最下段の「納音、水姓、潤下」は、30個ある納音（なっちゃん）の一つ。これは潤下水（かんげすい）と呼ばれるもので、天正4年(1576)丙子と天正5年(1577)丁丑の2年連続して、同じ潤下水が割り当てられている。

以上の、年の干支と二十八宿、2つの六十四卦、納音は、本書の最後まで、一般に知られる順（干支は甲子・乙丑・丙寅…、二十八宿は角・亢・氐…、六十四卦は乾・坤・屯…、納音は海中金・爐中火・大林木…の順）で連続している。

渡辺敏夫『日本の暦』83pに紹介されている「二十七宿」や58pの「六十卦」の用法は用いられていない。

#### ○月

「正」から始まり「十二」まで。上巻・巻尾の元和9年(1623)に見られるように、閏月は「壬」と略し、もとの月の欄のなかに書き添えている。

元和9年(1623)を例にとると、まず「正」として「小、甲、寅（異体字を使用）月、星」とあるが、「小」は月の大小で、29日の意味。「大」は30日を意味する。

本書は宣明暦法を用いているため、貞享改暦後の月の大小は、たとえば下巻・巻尾の享保15年(1730)を例にとると、貞享暦では「大小大小大大小大小大小大」だが、本書は「大小大大小大小小大大小」と異なっている。

元和9年(1623)正月の「甲」は十干、「寅月」は十二ヶ月で固定されている十二支（1月はつねに寅月で、歳首の11月はつねに子月、12月はつねに丑月。本書では、毎年 of 正月に「寅月」と記す）、「星」は二十八宿を指す。

月の十干と二十八宿は、年の干支などと同じように、一般に知られる順で連続している。ただし、この十干と二十八宿は閏月を無視しており、閏月には十干と二十八宿は割り当てられていない。

本書では、中巻の寛永5年(1628)の正月が十干、二十八宿とも最初の「甲」と「角」になっている。

#### ○日

毎月の「一日（朔）」には六十干支と二十八宿を記す。

月の大小と同じく、宣明暦法であるため、各年の正月一日（朔）の干支は、貞享改暦以降、貞享暦とは異なっている（偶然、一致している年もある）。

日付の下には、「立春」「三節（＝3月の節気つまり啓蟄）」「中（＝その月の中気。閏月には中気がない）」のように、二十四節気とその時刻（次項参照）を示している。

いわゆる暦注は、「滅」「没」のほか、下巻にのみ「土用（＝立春・立夏・立秋・立冬の、ほぼ18日30刻前。季節によって変動する）」が書いてある。

#### ○時刻

本書の上巻・中巻には、「十二支」にプラスして「初・初一・初二・初三・正・正一・正二・正三・正四」、下巻には「十二支」にプラスして「初・一・二・三・四・五・六・七・八」の時刻が記されている。

どちらも、齊藤国治『古代の時刻制度』282pに紹介されている、宣明暦の時刻法の、1日＝12辰刻＝100刻＝24h、1辰刻＝8刻 $1/3$ ＝2h＝120mの「定時法」と思われる。（日常生活では、日の出を明け六つとし、日の入りを暮れ六つとする「不定時法」を用いた。）

また、原著者の吉田光由が京都に住んでいたことを考えると、本書の時刻は、いわゆる京都標準時であると思うが、中国から伝来した暦（たとえば明の大統暦）の時刻をそのま

ま引き写した可能性もある。本書の時刻に関する計算法や出典はわからない。

十二支の時刻は、子(23時)丑(1時)寅(3時)卯(5時)辰(7時)巳(9時)午(11時)未(13時)申(15時)酉(17時)戌(19時)亥(21時)で、以下に子の刻を例にした時刻表を示す。

(上・中巻)		(下巻)	(現代の時刻制での時刻)	(下段との間隔)	
子	初	初	23時00分00秒	14分24秒=1刻	
	初一	一	23時14分24秒	14分24秒=1刻	
	初二	二	23時28分48秒	14分24秒=1刻	
	初三	三	23時43分12秒	14分24秒=1刻	
	正	四	23時57分36秒	14分24秒=1刻	
	正一	五	00時12分00秒	14分24秒=1刻	
	正二	六	00時26分24秒	14分24秒=1刻	
	正三	七	00時40分48秒	14分24秒=1刻	子の合計
	正四	八	00時55分12秒	04分48秒=1/3刻	8刻1/3
丑	初	初	01時00分00秒	14分24秒=1刻	
	初一	一	01時14分24秒	14分24秒=1刻	
	...	...	...	...	

齊藤国治『古代の時刻制度』283pには、「子初四」を23時57.6分(=57分36秒)からの1/6刻、「子正」を0時ちょうど、最後の「子正四」を0時57.6分(=57分36秒)からの1/6刻とし、子の合計8刻1/3とするが、本書には「子初四」はもちろん十二支を通じて「初四」なる用語がまったくあられもない。同じ時間間隔の「正四」があらわれているので、確率的にみて、本書では「初四」の時刻そのものが使われていない、と思う。

#### ○下巻の日月食記事

本書の下巻からは日月食の記事が新たに登場している。

下巻・巻頭の寛文10年(1670)には右側に「二月十六日月蝕十二分半酉戌亥時」、下巻・巻尾の享保15年(1730)にも右側に「六月一日日蝕一三分半午未申時」「六月十五日月蝕六分半亥子時」とある。これらも宣明暦法によるものと考えられる。

内田正男『日本暦日原典』536pに「春海先生実記」の記事が紹介されている。「寛文十二年壬子冬十二月望、世に行るる所の宣明暦、月食を記して食せず。」

これは、本書・寛文12年(1672)の「十二月十五日月蝕四分亥時」と対応している。

また、本書・延宝3年(1675)の「五月一日日蝕二分半未時」は、「春海先生実記」の「…(延宝)3年乙卯夏5月戊午朔の日食、授時曆疎なり、是れに因て果さず」と対応している(「授時曆疎なり」とあるが、宣明暦法でも、日食の計算はほぼ一致する)。

「十二分半」「十三分半」「六分半」や「酉戌亥時」「午未申時」「亥子時」の意味はわからない。

なお、本書の日食の日付が「一日」であり、月食が「十四・十五・十六日」のいずれかになっているのは、理論上では正しいが、そもそも宣明暦法で記された本書下巻の日付が、貞享暦法で2日ずれていることを考えると、これらの日月食の記事が、現代から見て正しい予報（ないしは記録）とは言いがたいことは言うまでもない。

\*\*\*\*\*

[参考文献]

- ・ 林鶴一『和算研究集録』上下、鳳文書館、昭和60年復刻版
- ・ 藤原松三郎『日本学士院編・明治前日本数学史』全5巻、岩波書店、1960年
- ・ 内田正男『日本暦日原典』、雄山閣出版、昭和50年
- ・ 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上下、恒星社厚生閣、昭和61年
- ・ 渡辺敏夫『日本の暦』、雄山閣、昭和51年
- ・ 斉藤国治『古代の時刻制度』、雄山閣出版、平成7年
- ・ 清水紘一『キリシタン禁制史』、教育社、1990年新装版